

第31回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第31回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成26年1月21日 午後1時30分から午後3時まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	宮崎崇徳委員、臼井咲子委員、下田正年委員、青木基一委員 岡江 正委員、内川勝治委員、柳澤吉保委員、矢澤久男委員 召田義人委員、松枝 功委員、宮澤豊次委員、上林 博委員、油井 均委員
5	事務局	都市建設部：飯森部長 都市計画課：細萱課長、山浦係長、田中主査、中村主事 公園緑地課：大月係長 由井主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成26年1月28日

協 議 事 項 等

会議の概要

1. 開会

2. 挨拶（飯森都市建設部長、柳沢会長）

3. 審議案件

- (1) 議案第1号 「安曇野都市計画公園の変更（案）」
審議結果 異議なしとし原案通りとする

◆ 説明

【事務局 大月係長】

変更の概要は、該区域における代替施設の確保に伴う公園区域の一部除外、及び町村合併に伴う一の都市計画区域となったことを踏まえた都市計画名称の一本化を行う。

変更理由について、当該公園は、「日本を代表する優れた自然環境のもとでの国際的な交流活動の推進、安曇野の風土と地域文化の発信基地の創出、大自然と大田園が一体となった安曇野の景の保全と創出」等を基本方針とする基本計画に基づき、平成2年に都市計画決定がなされ、整備が進められた。その後、公園を取り巻く地域の情勢や社会経済の変化、また当該公園に求められる役割等を勘案し、平成24年1月に「基本計画の変更」が行われた。これらを踏まえた上で、代替施設の整備により、従前と同等の機能が確保されることから、区域の一部除外、約7.3haの減を行う。

当該箇所7.3haは、当初、「芸術広場ゾーン」と「健康保養ゾーン」の間を結ぶ連絡園路及び貴重な生物の観察施設等を整備する計画であった。その後、ゾーンの見直しがなされ、平成24年1月の基本計画の変更を経て現在は、「田園文化ゾーン」と「里山文化ゾーン」として、整備施設の内容が変更となった。そこでは、基本方針として、自然環境の保全の観点追加され、ゾーニングの見直しの中で、現存の樹林地等は極力現状のまま保全するものとされ、当該区域の見直しを実施して、主たる2つのゾーンは独立させた形とし、既存道路で接続するものとされた。当初計画時は、貴重な生物の観察施設として「ちょうちょ館」及び「野外観察園」を整備する予定だったが、既に開園しているエリア内の「テーマ展示館（あづみの学校）」や「観察池」に、これらの機能が集約された。

安曇野市道拡幅事業と公園外周園路整備の調整が行われ、歩車道が区分された園路及び既設の安曇野市道を利用することで、沿道の歴史的施設を巡りながら、ゾーン間の連絡園路としての機能が確保できるものとなった。基本計画の変更を踏まえ、かつ代替機能の確保が図られることから、当該区域を除外する。

◆ 質疑

【松枝委員】

今回の審議会で議論するのは、面積の減と、名称の変更か。基本計画については関係ないということによいか。

【事務局 大月係長】

よい

【矢澤委員】

国営アルプスあづみの公園基本計画の変更をしたから都市計画変更をしたいという趣旨かと思が、都市計画決定は都市計画法に基づいた上位計画であると思われるが、自ら作った基本計画でそれに合わせて変更することは、都市計画の精神から考えるとおかしいのではないのかなと思う

【事務局 大月係長】

基本計画の変更がどうして必要になったかという、平成2年、今から23年前、そのころから比べると社会情勢、経済状況が変化してきている。そういった中で基本計画が変更された。

【矢澤委員】

基本計画と、都市計法とどちらが上位か。

【事務局 田中】

都市計画法と基本計画のどちらが上位というのは難しい。国はパブリックコメントなどを経て、この方向で行きたいというのがまとまった時点で都市計画決定の変更をするというのも一つの進め方と思う。どちらが上位かと言うと、都市計画法の方が法かもしれないが、そういった計画を練っていきながら都市計画の変更でもよいかと思う。

【矢澤委員】

公園の計画区域が減るには、それ以上の面積を確保し面積を確保するという、県の指導があって、自ら作った基本計画によって、都市計画決定の変更をするということは都市計画の精神から言っておかしいのではないか。

【事務局 大月係長】

地元で組織されている対策委員会があり、基本計画変更の内容を説明させていただいた。現在この7.3haは山林となっていて、基本計画の中で、田園風景等自然環境を残す、手を加えないということで削除していくという理由。

【矢澤委員】

基本計画で作ったものを追認して認めてしまうと思うが。自然環境を残すということで、最低限の園路を作って自然環境を維持しながら、一体的な公園も考えられると思う。園路はつなぐべきであると思う。県の計画変更などは公園面積が減るのであれば、それ以上のものを確保して変更している。過去の経過の整合性がとれないのでよくないと思うが。

【松枝委員】

基本計画については若干異議があるが、それは既に終了した事案であるということによいか。今回それに基づいた面積の減、名称の一本化など、付随していることだけでもこれは一つの事案だけれどもやむを得ないのでは。

【事務局 田中】

基本計画は、パブリックコメント等を実施し国で進めている。計画変更については関連してきますが、計画の変更案についてどうかということをお話していただきたい。

【松枝委員】

今までの都市計画公園の変更は、代替の面積を確保したということですが、どうしてもしなくてはいけないのか。

【事務局 田中】

前例の変更にも照らし合わせて、面積を減少するので増やさなくてはならないということについては、面積を減するところの機能は、変更案で十分内容等カバーできるので問題ない。都市計画法上面積を減らすから増やさないといけない決まりはない。

【矢澤委員】

公園の面積が減少する分、機能等面積を増やしたという例があるのですが、今後減の変更でも機能が確保されれば面積が減ってもいいという方針で進めていくのか。

【事務局 飯森部長】

それは県が判断することになり私どもでは判断することではない。

【矢澤委員】

今回2つのエリアで公園区域になるが、都市計画決定として一つでいいのか。

【事務局 田中】

分かれていても一つの都市計画決定で問題ない。

【事務局 細萱課長】

今日は意見聴取ですので、そういった皆様のご意見を承って、県へ返していくといった形で行いたい。

【事務局 飯森部長】

矢澤委員さんのおっしゃられることは危惧されることである。県へお伝えすべきことだと思う。

【柳沢会長】

二つのエリアを市道でつなぐという考えであるが、経路については問題ない、安全性を確保できるということか。

【事務局 大月係長】

堀金1101号線になりますけれども、市道と兼用になっているクリーム色の歩道が設置されている。堀金1級1号線でありまして2車線の道路が確保されており、交通量が少なく路肩が整備されています。堀金1259号線、公園出入口予定箇所になるが、これも全幅で5 m以上ある。

【柳沢会長】

基本的には歩いて移動するのか。

【事務局 大月係長】

歩いていただく形になる。

【柳沢会長】

他の場所を選べなかった理由というのはあるのか。公園にふさわしい経路を別にとることはできなかったのか。

【事務局 大月係長】

この経路が山口家、岩原遺跡、旧安楽寺印塔を見ていただくということも考えてこういった経路となった。

【宮崎委員】

アクセス道路の件ですが、「おひさま」のロケセットがあったところでおひさまの放映中には1級1号に車があふれて違法駐車が問題となっていた。今は交通量が少なくなってきましたが、今後里山文化ゾーンを整備したときに、将来的には1級1号に少なくとも歩道の設置を考えていかないと今の路肩が1.5mあるからよいというのは、当初の公園の園路と比べると見劣りすると思うので、今後検討していただきたい。

もう一点、今回の面積変更はやむを得ないと思いますが、公園の面積が減ることでの市の指標である1人当たりの公園面積には影響する。ここで変更した部分を安曇野市全体の中で公園緑地を確保するという事は考えていかななくては行けない。今後の検討課題である。

【事務局 飯森部長】

実際明言はできないが、安曇野市に深くかかわる道路問題である。市とすれば環境整備はどこかで手をつけなければならない。

【柳沢会長】

今回議案が出されたが、これについて大きな異議がある方いないと判断してよいか。

【委員】

よい

【柳沢会長】

第1号の議案について口頭による簡易採決とする。議案第1号「安曇野都市計画公園の変更(案)」を原案のとおりとすることにご異議はないか。

【委員】

なし

【柳沢会長】

異議なしと認め、議案第1号は原案とおりとする。審議の結果の報告、いただいた意見の取りまとめ等市長への答申につきましては、会長に一任願いたい。

【委員】

よい

(2) 議案第2号 「豊科上鳥羽地区 地区土地利用計画(案)」

審議結果 出た意見を都市計画審議会の意見とする。

◆ 説明

【事務局 山浦係長】

地区土地利用計画は土地利用条例第13条で定めており、①地区の土地の範囲、②地区の土地利用の方針及び目指すべき方向、③地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準でありこれに基づき計画案を作成している。

必須事項の(1)地区の土地の範囲で、豊科地籍の9筆、三郷明盛地籍の7筆の外、道水路の一部を含み面積は約27,000平方メートルである。

②地区の土地利用の方針・目指すべき方向については、本地区は、基本区域は「田園居住区域」、景観計画上は「田園エリア」また都市計画マスタープランでは、「都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン」としている。条例の規定による地区土地利用計画を定め、商業系用途の指定をおこないまして、工場から商業施設へ用途を変更することにより周辺農地への、無秩序な開発の拡散を防ぐとしている。また、近隣住民を対象とした防災拠点の機能を併せ持つ、生活利便施設の整備をおこなうことにより、住民の住環境の向上と都市機能の集積増進を図るものとした。

③地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準は、建築物等の用途制限については物品販売店舗及びこれに付随する必要なサービス業、飲食業の建物及び構築物とした。建ぺい率60%以下、容積率100%以下、また、建築物等の高さの最

高限度12m、田園居住区域の基準と同一とした。壁面後退は、「景観づくりガイドライン」の田園エリアの道路や農地境界から2m以上、隣地境界から1m以上の推奨基準があるが、それを上回る3m以上としている。垣・さくの構造の制限については、敷地の境界線に設置するものとして、生垣、さくとした。意匠・形態・色彩については、景観計画の田園エリアの基準、屋外広告物については、屋外広告物条例の第3種規制地域に該当することから、同地域の基準とした。

必要に応じて定められる事項として、(地区の利用に供される道路、公園、その他、公共施設の整備に関する計画があり、東側に接す県道、梓橋田沢停車場線の右折レーン及び歩道設置について、工事検査完了後に、長野県に帰属させるものとする。

(2)のその他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項で、出店企業誘致に際し、災害時に市民を対象とした物資提供の場、緊急避難場所としての指定をおこなうものとした。

◆ 質疑

【矢澤委員】

条例では審議会の意見を聴取するとなっているが、この審議案件も諮問なのか。

【事務局 細萱課長】

諮問という形になる。

【矢澤委員】

地区土地利用計画は都市計画法の地区計画と同じ計画になっている。将来を担保するためにも地区計画も決定すべきではないかと思うが。

【事務局 細萱課長】

土地利用条例上、地区土地利用計画は基本計画に代わるものになる。陛下区の変更は可能であるが、基本的には不変と考えておりますので、2重にかける必要はないと思う。

【上林委員】

災害の時の避難場所としてここを指定していくという予定があるのか。災害時に物資の提供ということだが、非常用の防災倉庫みたいなものをイメージしているのか。

【事務局 細萱課長】

災害時にペットボトルの水の提供など、駐車場も避難場所に指定すると。危機管理室ともどのようにしていけばよいか調整していく。

【油井所長】

必須事項の建築物等の意匠の制限とあるが、意匠形態色彩の田園エリアの基準と屋外広告物第3種の規制地域の基準を具体的ななどという基準なのか。

【事務局 山浦係長】

田園エリアの基準は、隣地からの後退が1m以上、農地からの後退も2m以上、道路からの後退距離が2m以上。外壁及び屋根の基調色として用いることができる色彩は、原則として、マンセル地の範囲内とし、外壁及び屋根の基調色とかがある。例えば、外壁の基調で色合いが赤、黄色が彩度6以下など

【事務局 細萱課長】

許可基準として1敷地あたりの表示面積の合計が250㎡、屋上広告物、本体の高さ13m以下、かつ建築物の高さの5/10以下、表示面積1面で40㎡以下かつ全面で160㎡以下、壁面の広告物、袖看板、地上に設置する広告物等で、いろいろと規制が設けられています。

【下田委員】

地域説明会の折に市道豊科3068号線ならびに3067号線の件がでたが、了解は取れてい

るか。

【細萱課長】

北側の東西の市道で、第4駐車場からの車の出入りは、日常しないということとした。歩行者自転車は可能。

【下田委員】

それではこの第4駐車場の出入りはなくなるということか。

【事務局 細萱課長】

そうである。3067号線は通過交通が増えるという問題になるということで、日常的に使用させないような形で徹底を図り来客の多い時は誘導員などを配置し徹底を図る。3067号線は拡幅もしないと。しかし便宜を図るということで、宅配トラックとか、右折しにくいということがあるので、2箇所くらい待避所をつくる予定である。

【岡江委員】

屋根の根面積だけで約2,000坪になる。こういったところにメガソーラーがあるとよいのでは。できないかもしれないが、そういったところに市が補助するとか、市の施設を民間の屋根を借りて設置するなどできないか。安曇野市独特で防災と省エネとかとそういった環境に配慮した田園都市であるとアピールできるのでは。そうすると建築物の構造にも影響してくる。要望であり検討していただければと思う。

【宮崎委員】

影響が大きいのは夜間の照明だと思う。緑化について県道側に十分配慮するとなっているが、既存の住宅地と非常に接しているので、夜間の照明がそちらの住宅地へ及ぼす影響もかなり懸念されるので、住宅との隣接部分についても緑化を含めて照明が住宅地に及ばないような配慮をお願いしたい。

【事務局 細萱課長】

調整していく

【柳沢会長】

出尽くしたということでただいまのご意見等を市都市計画審議会の意見とさせていただく。こちらについても、いただいた意見の取りまとめ等市長への答申につきましては、会長に一任願いたい。

【委員】

よい。

4 その他

(1) 各審議会からの意見について

◆説明

【事務局 山浦係長】

都市計画審議会、土地利用審議会、制度評価委員会も開催していただいた意見を掲載した。

◆質疑

特になし

(2) その他

【矢澤委員】

都市計画法と条例の体系的なフローを示していただくと審議する上で有効ではないかと思う。

【事務局 飯森部長】

作成する。

【柳沢会長】

以上で第31回安曇野市都市計画審議会を閉会とする。